



平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施される予定です

消費税軽減税率制度に係る説明会

✿ 消費税軽減税率制度の概要

✿ 消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置等

講師：管内税務署 職員

開催日 平成31年 **3月19日（火）** 10:00～11:30、13:30～15:00、18:30～20:00

（全6回） **3月25日（月）** 10:00～11:30、13:30～15:00、18:30～20:00

会場 くまもと県民交流館パレア 会議室7（3/19、会議室4（3/25）

〔中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル（鶴屋百貨店東館）〕

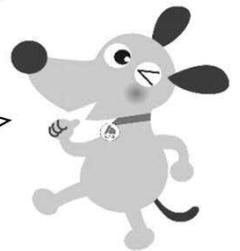
※ 駐車場の準備はございません。予めご了承をお願いいたします。

受講料 **無料**

定員 **40名** （各回：40名×6回）

～ 事前受付をいたします。準備の都合上、
申込み期限の厳守にご協力をお願いいたします ～

皆さま
多数のご参加を
お待ちしております！



法人会キャラクター：けんた

HP お申込み〆切日：3/8（金）

申込先FAX：353-2556

参加日 希望日に ○印を お付け下さい	3/19(火) 10F会議室7	a	10:00開始	b	13:30開始	c	18:30開始
	3/25(月) 9F会議室4	d	10:00開始	e	13:30開始	f	18:30開始
会社名				TEL			
所在地				FAX			
出席者				申込計	人		